平成２２年（フ）第４９７号
茨城県鉾田市塔ケ崎838番地３
債務者　小薗江富喜子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５００号
茨城県笠間市旭町241―２　西原住宅３号棟、住民票上の住所茨城県笠間市南友部957番地２
債務者　佐藤　克也
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５０５号
茨城県桜川市友部1445番地　市営ますみ住宅５－１－１号
債務者　鈴木　朱美
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５０７号
茨城県鉾田市菅野谷942番地14飯田荘２号、旧住所茨城県鉾田市徳宿3075番地23
債務者　熊倉　信一
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５０８号
茨城県ひたちなか市大字勝倉2927番地３メゾンフルールＡ棟103号
債務者　塩本　靖隆
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５１０号
茨城県水戸市朝日町3020番地の１　サンライズＢ棟101号
債務者　安達　弘司
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５１４号
茨城県水戸市見和３丁目570番地の１　見和フラット虹の棟201号
債務者　我那覇　誠
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２６０号
茨城県かすみがうら市下稲吉2625番地108　糸賀ハイツ106
債務者　向後　博行
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２６５号
茨城県土浦市板谷３丁目713番地１市営西板谷団地104―201
債務者　長南　容子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２８４号
茨城県つくば市谷田部6488番地
債務者　宮本美代子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２９６号
茨城県土浦市乙戸735番地１
債務者　新妻　　亨（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２０号
栃木県真岡市小林1022番地３
債務者　沖杉　ふじ
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２２年（フ）第５７号
群馬県桐生市広沢町３丁目4315番地の４
債務者　塚越　ハマ
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１０７号
群馬県桐生市錦町３丁目８番30―48号
債務者　石原　朱実
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第２６号
富山県魚津市大光寺1844番地８
債務者　石川　健志
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第２７号
富山県黒部市宇奈月町内山2528番地
債務者　寺井　和彦
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後３時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第３１９号
山梨県甲府市湯村１丁目７番５―401号
債務者　青柳　美佳
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係